

平成22年4月23日



各位

会社名 亀田製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 通泰
(コード番号:2220 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員
経営統括本部長 佐藤 勇
電話 025-382-8810

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成19年4月21日開催の取締役会決議で当社株式の大規模買付への対応策（以下「現プラン」といいます。）を導入し、平成19年6月27日開催の当社第50期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが、その有効期限は、平成22年6月開催予定の当社第53期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催された取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）するとともに、継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランを決定いたしました取締役会には、監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、本日現在、当社株式への大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

なお、平成22年3月31日現在の当社株式の状況は別紙1のとおりです。

本プランの主な変更点は以下のとおりです。

- ①大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直すとともに、大規模買付ルールの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対しての情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、期限を延長することができるものとなりました。
- ②取締役会が必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、取締役会が求める情報が全て揃わなくても、情報提供に係る交渉を打ち切り、取締役会の評価・検討の期間を開始する場合があることとなりました。
- ③大規模買付ルールを遵守した場合でも例外的に対抗措置をとる場合は、例示する類型の一部を見直すとともに、類型に該当するだけでなく、その結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ④大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、取締役会が求めた必要情報の一部が提出されないことのみをもって、ルールを遵守しないと認定することがない旨を明記しました。
- ⑤その他、①から④までの見直しに関連する引用個所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）によっていわゆる株券の電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正ならびに文言の整理等を行いました。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄をはかり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと、当社の株主のあり方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきものと考えています。

しかし、昨今のわが国資本市場においては、対象となる株式会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模の株式の買付を強行するような動きも顕在化しつつあり、このような買付行為の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値及び株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの間の関係を損ねる恐れをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも見られます。

当社は、このような大規模の買付行為や買付提案等、当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与える恐れをもたらす行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

II 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値向上への取り組み

世界的に経済の先行き不透明な状況のもとで、国内においては景気や雇用、所得などへの先行き不安から、個人消費についても買い控えの傾向がより強まることが考えられます。また、食品・菓子など生活必需品に関しては、需要は底堅く推移するものの、お客様の選択はよりシビアなものとなり、商品・サービスの価値が厳しく問われることが予想されます。

このような経営環境のもとで、当グループは平成21年度から平成23年度までの3カ年中期経営計画を策定し、国内における米菓市場の拡大と新規事業の創造をはかるとともに、海外における米菓の普及に取り組むことといたしました。これらの政策を実行するため、次の6つの基本政策を策定いたしました。

- 1) 主力商品「トップ8ブランド」を軸としたブランドの育成と収益性の改善
- 2) 商品開発プロセス改革による米菓周辺商品を含む新市場の創造
- 3) 顧客創造に向けたお客様起点の営業力の強化
- 4) 次世代型生産プロセス導入によるコスト競争力、商品提案力の強化
- 5) グローバル・フード・カンパニーを目指した海外展開の推進
- 6) アライアンスの推進による競争優位の確立

国内市場においては、主力ブランドの強化を主軸としながら、安心・安全で健康的なお菓子である米菓の属性に新しさを付加した商品をご提案し、需要の拡大に取り組んでまいります。また、米菓の技術を活かした他の素材によるお菓子やヘルスケア商品など、新たな視点でお客様に健康と幸せをご提供してまいります。

海外事業については、世界的に日本食の文化が浸透しつつある中で取り組みを大幅に強化し、米菓の普及に取り組んでまいります。特に、米国及び中国については今後有力な市場であると見込まれることから、重点的に事業基盤を拡大してまいります。

また、これらの事業課題を遂行するために成長投資を積極化し、ブランドの強化や海外事業に重点化す

るほか、生産プロセスの抜本的な改革によって品質、コスト競争力ならびに商品提案力の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、昭和32年の設立時に制定された社是、経営理念ならびに経営基本方針を基本としております。

【社是】

製菓展道立己

【経営理念】

1. 会社まつわるすべての者の要望に応える
1. 会社の永劫の存続をはかる

【経営基本方針】

1. 民主経営で行く
1. 会社を私物化しない
1. 計画経営に徹する

これらの考え方に基づき、当社は創業以来一貫して現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでまいりました。また、当社の社会的責任は、食品企業としてお客様に安全・安心でおいしい商品を召しあがっていただくことにあります。当社はこの責任を果たすため次のグループ行動規範を制定し、役員・従業員の職務の遂行における判断基準として周知・徹底をはかっております。

亀田製菓グループ行動規範

1. お客様に「健康」「おいしさ」「感動」をお届けすることを使命とします。
2. 良き企業市民として、地球環境の保護に取り組むとともに地域社会への貢献と調和を図ります。
3. 事業活動において、法令・ルール・社内規程・規則などを遵守し、適正に業務を遂行します。
4. 人権を尊重し、差別やセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントは行いません。
5. 計画的な業務を遂行し、民主的な意思決定を遵守します。
6. 公私の区別を守り、自らの行動を律するとともに会社の利益を守ります。
7. 情報を適正に管理してインサイダー取引を防止するとともに、必要な情報開示を適時・適切に行います。
8. 特定の者に対する不当な利益・便宜の供与は行いません。
9. 公正な取引を旨とし、契約にもとづく誠実な取引を行います。
10. 反社会的勢力には屈せず、毅然とした態度で臨みます。
11. 挨拶を励行し、明るく活気のある職場をつくります。
12. 2S（整理・整頓）を推進し、安全で快適な職場をつくります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

当社は監査役会設置会社の形態を選択するとともに、執行役員制度を採ることによって経営の監督と執行を分化しております。

当社の取締役会は取締役8名のうち社外取締役を1名、監査役会は監査役4名のうち社外監査役を2名としており、意思決定における客観性を高めるとともに、監査役会による経営者に対する監督機能の強化をはかっております。

また、当社は社外の有識者によるアドバイザリーボード「経営懇談会」を定期的に開催し、コーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンス確保について客観的な評価・助言を得ております。

内部監査を担当する監査室は、当社におけるコンプライアンスの確保、内部統制の状況に関するモニタリングを行い、取締役会及び監査役会に報告するとともに改善指導を行っております。

食品企業にとって最も重要な食の安全・安心の確保については品質保証委員会を設置し、当社及び当社グループ全体を対象として、品質保証体制の構築と改善・指導にあたっております。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値については株主共同の利益の確保・向上をはかっております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 大規模買付ルール導入の目的

当社は、これまで50年以上に渡ってお客様に支持されてきた「亀田のあられ・おせんべい」ブランドを存続させるとともに、次の50年に渡って発展させることで、企業価値及びブランド価値については株主共同の利益の向上をはかることが当社に課せられた責務であると考えます。

また、米菓は稲作文化とともに発展し受け継がれてきた日本固有のお菓子であり、伝統を継承するとともに新しい価値を創造することで、国内においては地産地消の米食文化の維持・発展に貢献し、海外においては日本の食文化を普及させるための一翼を担うことが当社の大きなビジョンであります。

このように、当社のブランドと米菓にまつわる技術や経営ノウハウは、お客様・従業員や地域社会をはじめとするステークホルダー、ひいては日本の米を巡る文化や産業・行政とも密接な関係を持っており、将来に渡って共存・共栄をはかってゆかなければ存立し得ないものであります。

さらには、昨今食品企業の不祥事が大きな社会問題として取り上げられ、お客様の食品に対する不信が高まっている状況のもとで、当社に対する信頼を確保するためには、品質保証の仕組みをさらに高いレベルで再構築するとともに、経営や事業に携わる者のモラルを高いレベルで維持することが、何よりも重要であると考えます。

従って、ステークホルダーとの間に築かれた関係を尊重し、社会的な理解が得られない限りは当社の中長期的な企業価値の向上の実現は困難であり、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値については株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、現プランの内容を一部変更し本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。独立委員会の委員には、坂本正元氏、大山轟介氏、兼元俊徳氏の3氏が就任いたします（各委員の略歴につきましては別紙3をご参照下さい。）。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、取締役会の諮問に対して勧告するものとし、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値については株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストにしたがい、本必要情報を取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めた上で追加的に情報提供を求めることがあります。

取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨を、大規模買付者に通知するとともに公表することとします。取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに後記(3)の取締役会による評価・

検討を開始する場合があります。取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を上限として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5 . 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4. (3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。取締役は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）等の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割り当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

7. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は平成25年6月に開催される定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会により継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

IV 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

5. 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6. デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

当社株式の状況（平成22年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 59,251,000株

2. 発行済株式総数 22,318,650株

3. 株主数 5,564名

4. 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資の状況	
	持株数	出資比率
株式会社エイケイ	2,370,800株	10.62%
K A M E D A 共栄会	1,913,400株	8.57%
株式会社第四銀行	1,079,000株	4.83%
株式会社みずほ銀行	762,300株	3.41%
亀田製菓従業員持株会	655,600株	2.93%
古泉肇	606,600株	2.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	494,300株	2.21%
櫻井正宏	420,000株	1.88%
株式会社原信	414,140株	1.85%
キッコーマン株式会社	347,500株	1.55%

注. 上記の他、当社が自己株式 621,847株 (2.78%) を保有しております。

以上

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、取締役会が選任する。
- 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

坂本 正元

略 歴

昭和39年4月 富士ゼロックス株式会社入社
昭和63年1月 同社取締役中部営業事業部長
平成4年1月 同社常務取締役
平成5年1月 同社代表取締役専務
平成8年1月 同社代表取締役副社長
平成10年1月 同社代表取締役社長
平成14年6月 同社相談役
平成18年6月 当社社外取締役就任 現在に至る

大山 轟介

略 歴

昭和36年3月 キューピー株式会社入社
平成元年2月 同社取締役
平成5年2月 同社常務取締役
平成8年3月 同社専務取締役
平成11年2月 同社代表取締役社長
平成13年2月 株式会社中島董商店取締役
平成16年2月 キューピー株式会社代表取締役相談役
平成17年2月 株式会社中島董商店 相談役
平成18年6月 当社社外監査役就任 現在に至る

兼元 俊徳

略 歴

昭和43年4月 警察庁入庁
平成4年4月 同庁熊本県警察本部長
平成7年8月 同庁国際部長
平成8年10月 国際刑事警察機構(ICPO)総裁
平成13年4月 内閣情報官
平成19年1月 弁護士登録 シティユーワ法律事務所所属 現在に至る
平成20年6月 当社社外監査役就任 現在に至る

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上